

障がい者雇用の一層の促進に関する要請書

日頃から、労働行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律により、全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がいのある人の自立について共同の責務を有しており、法定雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられております。

道内の民間企業における障がいのある人の雇用状況は、令和7年6月1日現在におきまして、実雇用率は2.57%と法定雇用率(2.5%)に達しておりますが、法定雇用率を達成している企業の割合は49.2%となっており、さらに、本年7月1日から法定雇用率が2.7%に引き上げられることから、未達成企業の解消がより一層急務となっております。

このような状況の中、北海道と厚生労働省北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「北海道労働政策協定」に基づき三者が一体となって、多様な働き手の就業支援や就業環境の整備を図り、産業人材の育成・確保に連携・協力して取り組んでいるところであり、障がいのある人の雇用促進につきましても、北海道、北海道教育委員会、厚生労働省北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が相互の緊密な連携のもと、就業支援の取り組みを進めているところであります。

貴団体におかれましても、在職中の障がいのある人の雇用の維持、法定雇用率の速やかな達成はもとより、障がい者雇用の一層の推進、特別支援学校新規学卒予定者の受け入れ、さらには障がいのある人を多数雇用している事業所や福祉施設等における仕事の確保、障がいのある人と障がいのない人の間の均等な労働機会を確保するために、障がいのある人への合理的な配慮の義務化に伴う一層の取組などにつきまして、深いご理解を賜りますとともに、会員企業等における積極的な取り組みを促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和8年(2026年)2月2日

各団体代表者 様

北海道知事 鈴木 直道

北海道教育委員会教育長 中島 俊明

厚生労働省北海道労働局長 村松 達也

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶ 「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶ 障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

道では、「働く障がい者の応援」に関心のある道内の企業・団体・個人を募集し
障がい者就労支援に関する取組情報を収集しています。

障がい者の就労支援の輪を広げる取組 道民一人1アクション



集約した取組情報を、
道のSNS等で広く周知・啓発します。



←「道民一人1アクション」
Facebookページ

自社のPRや、
他者の取組を知るきっかけに。

「アクション」参加者の取組情報のほか、
障がい者就労支援に関するイベントやセミナー、
各種相談機関のご案内も発信します。
フォローやシェアを通じて、
就労支援の輪を広げましょう！

「障がい者就労支援」ロゴマーク・
キャッチフレーズが使用可能です。

〈障がい者の就労支援ロゴマークについて〉
障がい者を花に、受け入れ支える側を葉に例えて
います。葉がなくては花は咲きません。障がい者は、
周りの支援があつてこそ笑顔で働くことができます。
たくさんの笑顔の花が咲く北海道であってほしいと
いう願いがこめられています。

シールまたは電子データでの提供が可能です。
名刺やチラシに貼るもよし！
自社のHPに掲載するもよし！
さまざまに活用して、
障がい者就労支援の輪を広げましょう！

お問い合わせ先：北海道障がい者就労支援センター（北海道社会福祉協議会内）
TEL: 011-241-3982

※「北海道障がい者条例」に基づき、道に代わり障がい者の就労支援業務を行う、知事が指定した法人です。

詳細は道庁ホームページにも掲載しています。

北海道 アクション

検索

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/action_nope-ji.htm

取組事例のご紹介

※このほかにも、あらたな工夫や取組情報を募集しています！

A：障がい者就労施設等の製品の調達を応援

- ① 営業用の粗品として障がい者就労施設等の製品を採用します。
- ② 社員の昼食に障がい者就労施設等の弁当やパン等を定期的に購入します。
- ③ 名刺やはがきの印刷を障がい者就労施設等に発注します。

B：障がい者就労施設等の製品の販売を応援

- ① 自社HPに障がい者の事業所のHPのリンクを張り、製品の宣伝をします。
- ② ポイント交換用の景品カタログに障がい者就労施設等の製品を掲載します。
- ③ 会社の昼休みに社屋内にパン等を販売するスペースを用意します。

C：障がい者の雇用を応援

- ① 関連企業に対し障がい者が就労できるよう積極的に働きかけをします。
- ② 障がい者やその家族の職場見学を受け入れます。
- ③ 障がい者が働きやすいようにサポートする相談員を社内に配置します。

D：障がい者の職場開拓・職場定着を応援

- ① 関連企業に対し障がい者が就労できるよう積極的に働きかけをします。
- ② 障がい者やその家族の職場見学を受け入れます。
- ③ 障がい者が働きやすいようにサポートする相談員を社内に配置します。

E：障がい者の職場定着を応援

- ① 営業用の粗品として障がい者就労施設等の製品を採用します。
- ② 社員の昼食に障がい者就労施設等の弁当やパン等を定期的に購入します。
- ③ 名刺やはがきの印刷を障がい者就労施設等に発注します。

F：その他の応援

- ① 道の「障がい者就労支援認証取得企業」の製品を優先的に買い付けます。
- ② 「アクション」や「ナイスハートネット北海道」について業界団体などに紹介します。
- ③ 就労支援に関する取組事例を研修会等で発表します。

障がい者就労支援企業認証制度

「障がい者就労支援企業」に登録しませんか！



障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業を「障がい者就労支援企業」として認証します。

認証取得のメリット！

■北海道働き方改革推進企業認定制度で加点評価

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」で、本制度のポイントに応じて1～3点の加点評価



■融資（制度融資）

- 認証2ポイントの取得で「中小企業総合振興資金」のステップアップ貸付の融資対象
- 北海道信用保証協会の「未来につなぐ地域社会応援保証制度」融資対象（信用保証料率割引）

■総合評価競争入札における加点評価

- 価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については認証ポイントを加点評価
※対象業務：道の一部委託業務等

■随意契約等の配慮

- 随意契約や入札における対象事業者選定に配慮

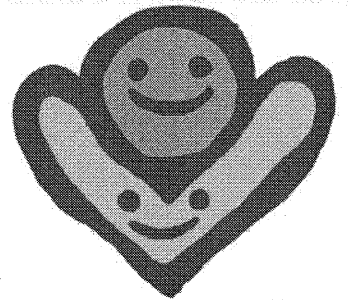
認証基準

1～6の取組に応じて認証ポイントを取得できます！

（認証には、障がい者雇用率が2.5%以上であることが必要です。）

- 障がい者雇用率 [雇用率2.9%以上]
【特例子会社】障がい者雇用率 60%以上
【(就労継続支援A型事業所) 重度障がい者雇用割合 (重度障がい者雇用者数 ÷ 全障がい者雇用者数) 100%以上
※サービス利用者を除いた職員で算定を行うほうが有利の場合は、従前の方法による。
- 無償により就労系障害福祉サービス事業所の製品販売スペース提供
- 就労系障害福祉サービス事業所への優先発注 [年額50万円以上]
- 障がい者の職場実習の受入
- 障がい者の職場定着 [平均雇用継続期間1年6ヶ月以上]
- その他
障がい者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの
[ジョブコーチの配置、無償での製品のネット販売など]

北海道認証



障がい者就労支援企業

働く障がい者を応援しています



認証マーク

認証基準に応じて、認証ポイント
(☆の数で表示)取得

認証マーク使用基準により使用できます

認証の対象者

道内に事業所を有する企業又は協同組合

認証の要件

障がい者雇用率が、法定雇用率以上であって、障がい者の就労支援の取組を継続的に実施していること

認証の有効期間

認証取得の日から3年間



詳細は道庁ホームページで

北海道 障がい者 企業

検索

問合せ先 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

北海道障がい者就労支援センター TEL:011-241-3982

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係



民間事業者・団体のみなさまへ



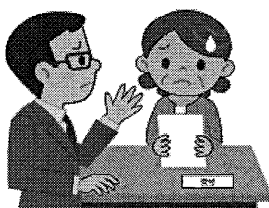
平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【障害者差別解消法】では、企業や店舗などの事業者や行政機関等が、障がいのある方に対して、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」を行うこととしております。

「不当な差別的取り扱い」とは

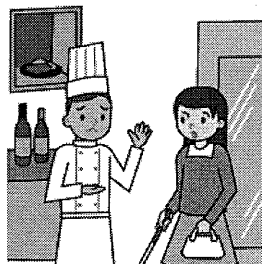
障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはない条件を付けることなどです。

【不当な差別的取扱いの具体例】

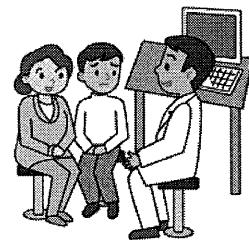
- 受付の対応を拒否する。



- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。



- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話かける。

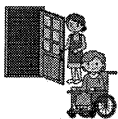


合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で、できる対応をお願いします。

【合理的配慮の具体例】

- 車いす利用の方が店舗の出入口に着いたところで店舗に電話をかけて、来店したことを伝えるようにしてもらい、店員がドアの開閉を行った。



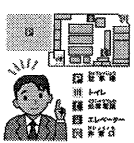
- 聴覚障がいの方が、受付窓口などで順番を待っている時、呼び込まれても分からないので、待合室の座席まで呼びに行くようにした。



- 視覚障がいのある方から、自筆が難しいので代筆して欲しいとの申出があったので、本人の意思を十分に確認しながら代筆した。



- 知的障がいのある方から、フロアガイド（店舗案内図）の漢字が読めないので振り仮名を振って欲しいとの申出があったので対応した。



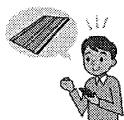
合理的配慮は、個々の障がい特性やその時々場面・状況によっても異なります。合理的配慮に必要な工夫と解決策を、障がいのある人と一緒に話し合いながら考えていきましょう。

環境の整備とは

不特定多数の障がいのある方を対象に、設備や組織・人員の確保など対応や体制面について、事前に改善措置を行うものです。

【環境整備の具体例】

- 不特定多数の障がいのある人が利用することを想定し、あらかじめ携帯スロープを購入する。



- 合理的配慮の提供ができるよう、社員対応マニュアルを整備するとともに研修を実施する。



障がい者の差別解消に関して、詳しく知りたい方は「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」（内閣府の公式 Web サイト）をご覧ください。
URL：<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/> ※右のQRコードからアクセス可



地域づくり委員会の窓口一覧

北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（地域づくり委員会）を設置して、障がいのある方からの日常生活での暮らしづらさに関する相談に応じるほか、障害者差別解消法の理解促進に取り組んでおり、事業者等への出前講座も実施しております。

地域づくり委員会の窓口	電話	地域づくり委員会の窓口	電話
空知総合振興局社会福祉課	0126-20-0111	上川総合振興局社会福祉課	0166-46-5982
石狩振興局社会福祉課	011-204-5861	留萌振興局社会福祉課	0164-42-8317
後志総合振興局社会福祉課	0136-23-1938	宗谷総合振興局社会福祉課	0162-33-2573
胆振総合振興局社会福祉課	0143-24-0782	オホーツク総合振興局社会福祉課	0152-41-0691
日高振興局社会福祉課	0146-22-9478	十勝総合振興局社会福祉課	0155-26-9251
渡島総合振興局社会福祉課	0138-47-9537	釧路総合振興局社会福祉課	0154-43-9255
檜山振興局社会福祉課	0139-52-6651	根室振興局社会福祉課	0153-24-5459

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

電話：011-206-6473 FAX：011-232-4068

メール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

道立特別支援学校高等部卒業生の就労状況

令和8年(2026年)2月2日
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

1 企業等への就労状況

(1) 就労者数

特別支援学校高等部(職業学科)及び専攻科の卒業生のうち、例年、約半数が一般企業や就労継続支援A型事業所に就労しています。

特別支援学校高等部(職業学科)及び専攻科の卒業者数と就労者数等

	R3.3卒業	R4.3卒業	R5.3卒業	R6.3卒業	R7.3卒業
卒業者数	648	659	625	593	560
就労希望者数	323	328	329	307	272
就労者数	322	326	323	306	268

(2) 業種

特別支援学校高等部(職業学科)及び専攻科の卒業生は、幅広い業種に就労しています。

令和6年度末特別支援学校高等部(職業学科)及び専攻科卒業生の業種別就労先の割合

卸売業、小売業	25.7%	生活関連サービス業、娯楽業	4.9%
製造業	15.3%	運輸業、郵便業	4.2%
医療・福祉	11.8%	農業・漁業	3.8%
飲食サービス業	11.5%	建築業	1.0%
サービス業(ほかに分類されないもの)	10.1%	学術研究、専門・技術サービス業	0.7%
複合サービス事業	6.6%	その他	4.4%

2 企業の皆様へのお願い

特別支援学校には、作業に集中して取り組み、与えられた仕事を最後までやり遂げる力を持った生徒がたくさんいます。生徒を受け入れていただいた企業の皆様からは、勤務態度や働きぶりについて、高い評価をいただいています。

生徒が自身の力を十分に発揮し、将来の就労につなげていくためには、在学中から様々な職種や業務を経験することが重要です。

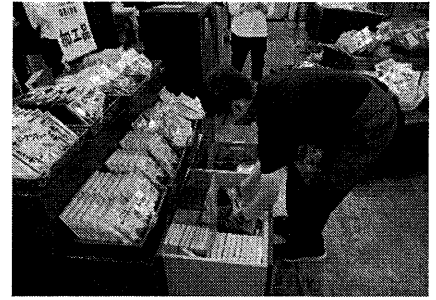
まずは、特別支援学校高等部の現場実習(一定期間、企業等で就労体験を行う学習)へのご協力をお願いします。

○ ご協力いただいている企業の皆様からの声

- ・従業員が仕事を教えることをきっかけに、コミュニケーションが広がり職場の雰囲気が良くなった。
- ・力仕事や繰り返しの作業にも、一生懸命取り組む姿勢が、周囲の従業員の良い刺激となっている。

令和7年度(2025年度)

特別支援学校 企業向け見学会



北海道では、生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、障がい者雇用への理解を深めていただくため、特別支援学校の見学会を実施しています。

障がい者の雇用に関心のある企業の方は、どなたでもお申込みいただけますので、是非ご参加ください。

プログラム

10:00～12:30 頃終了予定 (※ 札幌あいの里、今金、白樺を除く)

- ① 学校説明
- ② 障がい者雇用に関する説明
- ③ 校内(作業学習)見学

9/3(水) ※ 9:30 開始	札幌あいの里高等支援学校 札幌市北区あいの里4条7丁目1-1	11/5(水)	札幌高等養護学校 札幌市手稲区手稲前田485-3
9/26(金) ※ 10:30 開始	今金高等養護学校 今金町今金454-1	11/10(月)	美深高等養護学校 美深町字西町25番地
10/7(火)	雨竜高等養護学校 雨竜町字尾白利加92-21	11/11(火)	千歳高等支援学校 千歳市真々地2丁目3-1
10/8(水)	美深高等養護学校あいべつ校 愛別町字南町27番地	11/12(水)	札幌みなみの杜高等支援学校 札幌市南区真駒内上町4丁目7-1
10/16(木)	小平高等養護学校 小平町鬼鹿田代577番地2	11/13(木)	中札内高等養護学校・中札内高等養護学校幕別分校・新得高等支援学校・帯広養護学校 合同会場は、中札内高等養護学校 住所：中札内村東5条南1丁目8番地
10/24(金)	市立札幌豊明高等支援学校 札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1	11/20(木)	新篠津高等養護学校 新篠津村第45線北13
10/27(月)	伊達高等養護学校 伊達市松ヶ枝町105-13	11/27(木) ※ 9:30 開始	白樺高等養護学校 北広島市輪厚621-1
10/30(木)	札幌稲穂高等支援学校 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1	12/3(水)	岩見沢高等養護学校 岩見沢市東町2条8丁目960-3
11/4(火)	札幌視覚支援学校 札幌市中央区南14条西12丁目1-1	12/10(水)	高等聾学校 小樽市銭函1丁目5番1号

参加者の声

- ▶ 何度来ても先生方が生徒達の個性に向き合い、努力されていること、生徒達の個性が活かされていて、楽しそうに作業していることに感動する。どんどん新しいことに取り組まれていることも見習いたい。
- ▶ 挨拶、気遣いをとても感じる事ができた。前向きで積極的な生徒さんが多いと感じた。新しい気づきをまたいただいた。

申込み方法は裏面をご覧ください→



北海道

主催：北海道、北海道教育委員会

共催：厚生労働省北海道労働局

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部

詳しい情報は、ホームページで

特別支援学校見学会 北海道



■参加申込みについて

- ・ 申込方法：申込専用サイト (<https://www.harp.lg.jp/sx8gHn1P>)
または、下記申込書によりFAXでお申し込みください。
- ・ 締め切り：参加を希望される見学会の実施日1週間前までとします。
- ・ その他：参加申込後、受付完了をメールまたはFAXによりお知らせ
します。前日までに案内が届かない場合はお手数ですが、
下記までお問合せください。
- ・ 送付先：FAX：011-232-1038
- ・ 問合せ先：TEL：011-204-5349
(北海道経済部労働政策局雇用労政課 就労支援係 担当：中村)



申込専用サイト

令和7年度特別支援学校企業向け見学会参加申込書

参加を希望される学校名に○をつけてください。

- ・ (9/ 3) 札幌あいの里高等支援学校
- ・ (9/ 26) 今金高等養護学校
- ・ (10/ 7) 雨竜高等養護学校
- ・ (10/ 8) 美深高等養護学校あいべつ校
- ・ (10/16) 小平高等養護学校
- ・ (10/24) 市立札幌豊明高等支援学校
- ・ (10/27) 伊達高等養護学校
- ・ (10/30) 札幌稲穂高等支援学校
- ・ (11/ 4) 札幌視覚支援学校
- ・ (11/ 5) 札幌高等養護学校
- ・ (11/10) 美深高等養護学校
- ・ (11/11) 千歳高等支援学校
- ・ (11/12) 札幌みなみの杜高等支援学校
- ・ (11/13) 中札内高等養護学校・中札
内高等養護学校幕別分校・
新得高等支援学校・帯広養
護学校 合同
- ・ (11/20) 新篠津高等支援学校
- ・ (11/27) 白樺高等支援学校
- ・ (12/ 3) 岩見沢高等養護学校
- ・ (12/10) 高等聾学校

企業名		業 種	
所在地			
電 話		F A X	
e-mail			
参加者	所属・役職・氏名（申込み担当者の方は、氏名の後ろに○を記載ください。）		
来校の際の車使用の有無（台数）		台	
※可能な限り、1台での来校にご協力ください。			
リモート開催となった場合の参加の可否（どちらかに○をつけてください）		参加する・参加しない	
【ご質問・ご連絡等】			

特別支援学校とは…

様々な障がいのある幼児、児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。
また、今回見学会を実施する学校は、知的障がいのある生徒を対象としており、専門教科や作業学習・実習等の学習を通して、勤労の意義を理解するとともに、将来の職業自立や社会参加を旨とし、必要な基礎的・基本的な能力や実践的な態度を育てることを目標とした学校です。

令和7年度 特別支援学校企業向け見学会 実施結果

北海道（経済部労働政策局雇用労政課）

1 開催日程及び実施校、参加企業

	開催日	学校名	参加企業数
1	9月3日(水)	札幌あいの里高等支援学校	9
2	9月26日(金)	今金高等養護学校	2
3	10月7日(火)	雨竜高等養護学校	14
4	10月8日(水)	美深高等養護学校あいべつ校	2
5	10月16日(木)	小平高等養護学校	6
6	10月24日(金)	市立札幌豊明高等支援学校	10
7	10月27日(月)	伊達高等養護学校	12
8	10月30日(木)	札幌稲穂高等支援学校	9
9	11月4日(火)	札幌視覚支援学校	3
10	11月5日(水)	札幌高等養護学校	12
11	11月10日(月)	美深高等養護学校	11
12	11月11日(火)	千歳高等支援学校	16
13	11月12日(水)	札幌みなみの杜高等支援学校	14
14	11月13日(木)	中札内高等養護学校、中札内高等養護学校幕別分校、 新得高支援学校、帯広養護学校 合同	22
15	11月20日(木)	新篠津高等養護学校	9
16	11月27日(木)	白樺高等養護学校	15
17	12月3日(水)	岩見沢高等養護学校	7
18	12月10日(水)	高等聾学校	10

2 実施

主催：北海道、北海道教育庁
 共催：厚生労働省北海道労働局
 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
 協力：公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

3 実施結果

・実企業等数 104企業等
 ・延べ参加企業等数 183企業等
 ・延べ参加者数 280名

【参加企業等の主な業種など】
 食料品製造業、食肉製造業、水産加工・卸業、飲食業、小売業、運輸・運送・
 物流業、建設・建築業、清掃・クリーニング業、旅行業、旅館・ホテル・宿泊
 業、ビルメンテナンス業、農業・農業団体、自動車整備業、廃棄物処理業、不
 動産業、介護事業、医療機関、学校法人、社会福祉事業、障がい者福祉施設、
 就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、官公庁、経済団体、NPO
 法人

4 実施日程（基本的な流れ）

10:00～ 開会、学校挨拶
 10:10～ 学校の説明
 10:40～ 障がい者雇用に関する説明（障害者職業センター・ハローワーク）
 11:10～ 校内見学
 12:10～ 意見交換
 12:40 終了

5 参加企業等参加者の感想（主なもの）

- ・生徒は皆、目標を立ててしっかりと取り組んでいた。挨拶も元気に行われていて人間的にも明るく、社会への準備がなされていると感じた。
- ・サポートクラスなどもあり、学校全体が社会の縮図になっていると感じた。
- ・生徒さんの卒業に向けて、必要な力が身につくようなカリキュラムを基に、しっかり寄り添って教育されていることを改めて感じた。
- ・校舎内の整理整頓が行き届いていることにも非常に素晴らしいなと感じた。
- ・先生方の熱意、生徒の皆様の一生懸命な姿に頭が下がる思い。介護や保育の分野で障がい者を多く採用したい。職場環境次第で、就職の幅が広がることわかった。
- ・学生さんの元気な説明が非常に良かった。可能な限り多くの実習を受け入れたい。地元地域の製造業を活性化するためにも障がい者・健常者の関係なく雇用したい。
- ・実際の作業の様子や生徒さんからの説明を通して、弊社での活躍いただけそうな業務をイメージすることができた。